

平成27年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成27年7月2日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第46号 財産の無償貸付について
議案第47号 高浜市都市公園条例の一部改正について
議案第48号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
議案第49号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
議案第50号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
議案第51号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情
陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情
- 日程第2 公共施設あり方検討特別委員会の報告について
- 日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鶴 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
地域福祉グループ主幹	安 蒜 丈 範
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会 計 管 理 者	長谷川 宜 史
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	岡 本 竜 生
監査委員事務局長	杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 森 野 隆
主 査 内 藤 修 平

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（幸前信雄） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、浅岡保夫議員。

4番、浅岡保夫議員。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 登壇〕

○総務建設委員長（浅岡保夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る6月24日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案3件、陳情1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第46号 財産の無償貸付については、質疑ありませんでした。

議案第47号 高浜市都市公園条例の一部改正については、この論地どんどり公園における防災機能についての工夫はとの問いに、あずまやを防災時の避難時に使える施設とし、あずまやの周りにテントが張れるようにし、あずまや付近のベンチはかまどベンチに、防災用のトイレとしては、通常はマンホールのふたですが、そのふたを外すことにより、トイレとして使えるような施設との答弁でした。

議案第50号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第1回）については、道路の穴埋めとか草刈りの要望の日いち、どの地域からとの記録はとられているのかとの問いに、対応した職員が、

パソコンの苦情受付システムに全て登録し、現地を確認し、緊急性のあるものは即時対応、緊急性があり、工事費が伴い、職員では対応困難なものは、業者の施工ということで対応しているとの答弁でした。

別の委員より、都市計画総務事業について、もっと早く業務の切り出しをすべきかなという気がし、今後も業務事業の効率化を考えると、このようなことが起き得る気がしますので、市全体としての今後の姿勢はとの問いに、全体を見据えてとの御質問をいただきましたが、高浜市総合サービス株式会社を平成7年4月に業務を始め、庁内でも平成15年2月くらいから部局を越えてそれぞれの行政内部の問題についてプロジェクトチームをつくり、アウトソーシングと言われる切り出し業務をずっと調整しながら行ってきました。その中で、建設関係では、水道業務は一部下水も外部に委託していますが、都市整備部門等はしてこなかったのですが、たまたま今回、苦情の件数の増に伴って、窓口の業務をスリム化して職員でなくてもできるようにし、カウンターにディスプレイを置き、誰でも閲覧できるようにして、そのサポートを検証した結果、できるだけ早く将来に向けてやっていくことがいだろうということで、今回、計上したとの答弁でした。

陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情については、ある委員は、反対の意見として、公契約制度の適正化について、国の公契約法の制定などを見きわめる必要があり、また、持続可能な基礎自治体の確立に向けて、市として実施すべきものとそうでないものを見きわめ、市場原理が働く領域には民営化、民間委託、指定管理者制度の導入などを実施して、産業や雇用の創出拡大を図っていくことは、地域経済の活性化にもつながり、トータルコストを下げることにのみならず、住民サービスの向上も目指すことができると考えますので、この陳情には反対との意見でした。

別の委員は、今後の行政を考え得るにおいても、民営化、民間委託によって民間が持っているノウハウ、知恵は、積極的にこれを活用すべきであると思いますので、本陳情には反対しますとの意見でした。

別の委員は、総合サービスとかそういった外郭団体をつくり、いろいろな事業を委託している。民営化・民間委託等は、これからの行政として考えていかなければいけない問題だと思いますし、現在、こういったことを進めておりますので、この陳情には反対との意見でした。

また、別の委員より、陳情書の中に記載してある公務、公共サービスの充実に実際に資するのかが疑問な点があることや、国に対して案文どおり意見書や要望書を提出することについては賛成しかねるので、反対との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第46号、議案第47号、議案第50号は、それぞれ挙手全員により原案可決。

陳情第1号は、挙手少数により不採択となりました。

以上が、総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。
なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。
以上で、委員長報告を終わります。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、柴田耕一議員。
7番、柴田耕一議員。

〔福祉文教委員長 柴田耕一 登壇〕

○福祉文教委員長（柴田耕一） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る6月25日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された一般議案2件、補正予算2件、陳情1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第48号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より、第一段階の低所得者の保険料を下げる条例ですが、対象人数はどの問いに、対象人数は898人との答弁でした。

同委員より、低所得者の方の年額2万6,304円負担は厳しいと考えるがどの問いに、困難な方については、税務グループと協力し、分納等いろいろな手段を用い、納めていただくよう考えているとの答弁でした。

議案第49号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、委員より、子ども・子育て支援法の施行に伴う影響減額76万8,000円の内訳はどの問いに、今回の新制度追加に伴い、平成27年4月の児童状況試算で全額免除対象児童は、父母父子世帯の8人を見込んでいる。内訳は、第一子児童が3人で28万8,000円、第二子児童が5人で48万円、なお、在宅障がい児者世帯・生活困窮世帯・養育里親世帯等については、現在のところ該当なしと見込んでいるとの答弁でした。

同委員より、保育園や認定こども園についてはどの問いに、保育園等の保育料については、既に同様の規定が設けられており、今回の新制度での影響はないとの答弁でした。

他の委員より、新制度は、4月1日から適用とのこと、4月分、5月分、6月分の納付した分についての影響はどの問いに、幼稚園授業料の減免等については、例年、このタイミングで園を通じ保護者に案内を行い、申請手続を受けて減免決定を行っており、今回の新制度によって取り扱い方が変わるということはなく、影響はないとの答弁でした。

他の委員より、28年度以降の影響はどの問いに、減免決定は、申請手続を行っていただく方法のため、その年度年度の状況によって変わってくるとの答弁でした。

議案第50号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでし

た。

議案第51号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情について、委員より、学童保育の質の改善・向上のため、指導員の常勤で複数配置とあるが、財政状況の厳しい中で、常勤での複数配置は厳しく、また、非常勤であっても、中身の濃い対応をしていただいていると理解している。この陳情には反対。

他の委員より、職場体験などによる生徒の自衛隊体験活動を行わないでくださいとあるが、憲法にて、職業選択の自由が保障されている。いろいろな職業体験を行うことは、子供たちの将来において有意義なことと考える。この陳情には反対。

他の委員より、学童保育は充実していただきたい。また、もともと違憲と考えている自衛隊への職場体験は問題ありと考える。この陳情には賛成。

他の委員より、東日本大震災、御嶽噴火など、自衛隊の活動はすばらしく、それに憧れる生徒の意思は尊重すべきである。また、地域間格差解消とあるが、何かを選択したら、何かを捨てるという考えもある。この陳情には反対。

なお、本委員会において、自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第48号、第49号、第50号、第51号は、挙手全員により原案可決。

陳情第2号は、挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員、議案第46号に対する反対討論を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第46号 財産の無償貸付についての反対討論を行います。

本議案は、市役所本庁舎整備事業の実施に伴い、市役所の敷地の一部を大和リース株式会社に無償貸し付けするものであります。本件に反対する主な理由は、今回の市役所本庁舎整備事業は、1つ、コストの面で現庁舎を改修した場合の耐震改修費と維持管理費の合計金額よりも費用が割高になる点、2つ目、住民に対する情報開示の面で、市民に対する事前説明が不十分な点、3つ目、20年間の使用契約が終わった後の将来に対する見通しが明確になっていない点などの問題点を指摘してきた経過があるからであります。

さらに、先日、6月26日開かれた公共施設あり方検討特別委員会では、100トンの耐震貯水槽が、本庁舎を建てる位置に不都合な場所にあるとの話が新たに出されました。この点では、十分な調査をしていなかった市当局の怠慢と、本庁舎整備事業の新たな見直し及び予算の増額が迫られるずさんな計画と言わなければなりません。

したがって、このような問題を持つ市役所整備事業にかかわる財産無償貸し付けでありますので、賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、3番、柳沢英希議員、議案第46号に対する賛成討論を許します。

3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 改めて、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表しまして、議案第46号 財産の無償貸付について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この財産無償貸し付けにつきましては、まず、昨年の平成26年5月に公表されました実施方針への参加表明予定の業者の方々から、質問と回答の中でこのようにあります。

「現庁舎の敷地に建物を建設する場合、土地の使用について定期借地契約を結ぶことを想定されているのか、また、その場合、借地料は有償扱いになるのですか」という質問に対しまして、市のほうの考えの回答としましては、「市役所等公共施設で利用する敷地については無償、事業者の提案による収益機能に係る敷地は有償と想定している」と回答をしております。

その後、平成26年8月に公表されている要求水準書の本事業における条件（1）の事業用地のところにも、「新築にあつて事業用地を確保できない事業者は、高浜市と協議の上、現市庁舎一部の使用を妨げないとする」、このように書いてあります。

今まで1年間、委員会の中でもいろいろと議論をされ、このように進められてきております。委員会にも資料として出されている、また、市のホームページにも掲載されておりました、随時見ることができたと思います。まして、前回の期からいる議員さんにおかれましては、当然、承知しておられるものと思っております。そして、3月定例会でも皆さんの意見をいただいた中で

可決されており、業者の方とも契約を終えている状況ですので、反対の余地はないと考えております。全議員の方の賛成をお願いさせていただきます。賛成の立場からの討論とさせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、12番、内藤とし子議員、陳情第1号、第2号に対する賛成討論を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、賛成討論を行います。

陳情第1号、陳情第2号、これは同趣旨ですので、あわせて賛成討論を行います。

陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情、陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情について、賛成討論を行います。

本陳情は、名古屋市北区柳原3丁目7番8号、春の自治体キャラバン実行委員会代表、樽松佐一さんより出された陳情であります。

本陳情は、地域の再生・活性化のためには、憲法を暮らしに生かして安定した雇用の実現と社会保障の充実こそ求められている。これが人口減少に歯どめをかけていく道であると考えます。人口減少による地域の衰退などが問題視されていますが、安倍政権の地方創生では解決できないと思いますという文言があるが、地方創生元年ということで始まったばかりで、これからの取り組みも見ないうちに言い切ることはできないと考えると反対意見がありましたが、過去にも地域から活性化をさせるんだと話があったものの、地域の衰退、限界集落など、問題が大きくなるばかりではありませんか。

さらに、学童保育の指導員は、シルバー人材センターの方が非常勤で見られます。女性の活躍とかシニア世代の活躍が見込まれる職場だから、非常勤でも中身の濃い対応をしていただいているとの反対意見もありましたが、シルバーの方ばかりでどれほど濃い対応ができるのか。子供は何も言わなくても、この人は思いつきぶつかってもいい人かどうかしっかり見えています。さらに、30人とか40人をまとめて見る訓練をしているわけではありませんから、そういう面では、シルバーの人ばかりで見ているところもありますが、不十分な指導になると考えます。

自治体で働く非正規職員の処遇を改善していただきたいというのがありますが、正規職員と同等というのは、サービスの低下を招きかねないので反対との意見もありました。当市では、総合サービス株式会社の方が、おおむね非正規職員の代理という形で働いておられます。処遇がよくなれば、仕事に対する意欲も向上するでしょう。

さらに、自衛隊が、災害時における活躍をしたのを見て、憧れもあつての生徒の意思を尊重す

べきという意見も出ましたが、それであれば、世間の目をくらませて警察予備隊をつくり、今の軍隊とも言われるような大きな組織になったのはなぜでしょうか。安倍首相が、「我が軍」と言ったのはなぜでしょうか。戦争法案が通れば、自衛隊が戦争に行かなければなりません。そんなことを許すわけにはいきません。災害に力を入れるのは大切であり、災害救助隊とえばよいと考えます。憲法第9条を生かして、非人道的な核兵器のない世界を目指すとともに、平和に向けた施策に取り組んでくださいの項目まで同意できますので、この陳情には賛成をいたします。

以上で賛成討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、1番、杉浦康憲議員、陳情第1号に対しての反対討論を許します。

1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しを得ましたので、陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情書に対し、市政クラブを代表して反対の立場で討論させていただきます。

1、「公契約制度の適正化をはかってください」とありますが、公契約制度は、どのような制度設計が必要なのか結論を得ておらず、国の公契約法の制定などの動向を見守る必要があると考えますので、反対とさせていただきます。

2、「住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください」の中に、「民営化・民間委託等を行わないでください」とありますが、現在、高浜市におきましても、厳しい財政の中、住民の暮らしを守り、サービスの充実を図るために民間委託をしていると考えます。そして、民間業者の豊富な経験や情報を業務に生かしてもらうことこそが、住民の暮らしを守ることだと考えていますので、反対とさせていただきます。

3、「国に対して、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください」とありますが、それらの意見・要望にはそれぞれの意見があり、国での議論がされておりますので、現在はその時期ではないと考えております。よって、この陳情第1号に対して反対するものであります。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、2番、神谷利盛議員、陳情第2号に対する反対討論を許します。

2番、神谷利盛議員。

〔2番 神谷利盛 登壇〕

○2番（神谷利盛） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情について、市政クラブとして反対の立場で討論させていただきます。

まず、Ⅱの「住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください」についてですが、地方公務員の給与は、地方公務員法第24条3項において、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とあります。

これにより、高浜市を初め、全国の自治体は、人事院勧告に基づき、給与に関する基準を決定しています。また、給与以外の労働条件においても、第24条5項において、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされており、同じく第6項においては、「給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める」となっています。

これらのことを受けた上で、高浜市の職員の給与、勤務条件については、国家公務員に準拠して適正に定められているので、この陳情には反対します。

次に、3において、「子供の適正規模を30人としてください」とあります。

平成26年4月、厚生労働省は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めており、その中で適正に児童クラブを運営できる規模は、おおむね40名以下とすると規定されています。さらに、ことし3月31日付で厚生労働省から示された放課後児童クラブ運営方針においても、おおむね40人以下とされています。

国の指針や高浜市の施設の運営状況及び施設の有効活用等を鑑みますと、子供の適正規模を30人とするということは、今後の児童クラブの運営に支障を来すことになるので、この陳情については反対です。

さらに、Ⅲの「憲法9条を守り、核兵器廃絶・平和にむけた施策に取り組んでください」では、さきの一般質問で、高浜市では、平成6年3月議会において、高浜市非核平和都市宣言を決議しています。日本非核宣言自治体協議会では、既に非核宣言自治体として認知しているということですので、改めて宣言する必要性はないものと考えます。

また、非核・平和の施策の予算化についても、過去、かわら美術館において、戦争と平和をテーマにした企画展を何度も実施しております。

したが、ほかの自治体と比較して、この分野においては充実していると考えるので、この陳情には反対です。

Ⅳの「国に対して、以下の趣旨の意見書、要望書を提出してください」では、5の「憲法9条を生かし、核兵器のない世界を目指すこと」以下の3つの要望事項については、いずれも国の責任で処理されるべき問題であります。

以上を踏まえ、市独自の意見書の提出を求めるこの陳情第2号については、市政クラブとして反対いたします。

以上です。ありがとうございました。

〔2番 神谷利盛 降壇〕

○議長（幸前信雄） 以上をもって討論を終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第46号 財産の無償貸付について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 高浜市都市公園条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 憲法をいかにして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第2 公共施設あり方検討特別委員会の報告についてを議題とし、公共施設あり方検討特別委員長の報告を求めます。

公共施設あり方検討特別委員長、杉浦敏和議員。

10番、杉浦敏和議員。

[公共施設あり方検討特別委員長 杉浦敏和 登壇]

○公共施設あり方検討特別委員長（杉浦敏和） 議長のお許しをいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

この委員会の報告につきましては、本年5月28日開催の第1回と本定例会で開催をされた第2回の委員会における検討結果について御報告させていただきます。

当委員会は、議会として真に必要とされる公共施設の再生を目指し、審査・調査・研究することを目的とする正副議長を除く全議員をもって構成をする公共施設あり方検討特別委員会を平成26年6月定例会最終日に設置をされたものであります。

まず、平成27年5月28日開催されました第1回委員会では、本年は議員の改選時に当たり、新たな期を迎えることから、公共施設あり方検討特別委員会においても、改めて設置することとなり、その運営についての確認を行いました。

結果、公共施設あり方検討特別委員会申し合わせ事項については、先期の内容を引き継ぐことといたしました。また、平成27年3月定例会で可決いたしました附帯決議については、今後、開催される本特別委員会において、当局に対し、進捗状況の報告を求めていくこととしました。

また、委員より、本会議において、公共施設に関しての一般質問ができなかったが、質問でき

るように改善してほしいとの意見がありました。

他の委員より、公共施設に関する一般質問については、本特別委員会の中で十分な質疑をし、答弁をいただける公式な場であることから、一般質問は控えるよう申し合わせをしてきた経緯があるがとの意見や、公共施設のあり方計画を作成していく中で、個別の質問をされても、当局として答えようがないのではないかとといった意見が出されました。

結果、一般質問については、とめる権限はないということもあるが、本特別委員会の趣旨を十分理解し、それぞれの議員さんのお考えの中で進めていただく、また、一般質問については、計画に対し幅が広がるような建設的な質問をお願いすることを確認しました。

次に、平成27年6月26日開催をされました第2回委員会の報告をさせていただきます。

報告及び連絡事項では、当局より、高浜市役所本庁舎整備事業基本設計概要書についての説明があり、その内容は、設計趣旨では、市庁舎の耐震性能不足、老朽化への対応のため、民間事業者の有する能力、ノウハウを活用し、財政支出の平準化を図り、その財源を高浜小学校の整備に振り向ける。

新庁舎については、現庁舎の西側駐車場に配置し、既存庁舎を解体するまでの間、業務を運用しながらの建てかえ工事となる。

1階については、市民総合窓口センター及び会計グループを配置する。情報カフェ棟のチャレンジスペースについては、4月に開催したざっくばらんなカフェにて、市民の皆様から活用についてたくさんの御意見をいただいた中から、湯沸かしの設置や電源設備を設置する。

2階については、市長・副市長室、企画部、総務部、都市政策部を配置、大規模災害が発生した場合、庁舎2階に災害対策本部としての機能を集約する。災害時に迅速かつ的確な情報伝達ができるよう市長応接室を災害対策本部とし、迅速な情報収集、情報発信を行う。

3階については、議会事務局、議場、監査を配置、議会フロアについては、議員との調整を行い配置、また、図書資料室については、一般の方も利用するというので、エレベーターに近い位置に配置をする。議場については、議会以外の用途に活用できるよう段差をなくし、家具を移動できる仕様とする。

いきいき広場の1階は、会議・研修室として改修する。いきいき広場の3階は、既存会議・研修室にこども未来部、教育委員会を配置。

庁舎整備については、現庁舎の西側に本体庁舎を新築する1期工事と既存建物を壊してから整備をする2期工事に分け、整備をする。

基本設計に引き続き、実施設計に入る。確認申請がおり次第、1期工事を11月より着手し、平成28年10月末よりシステム移転し、平成29年1月4日供用開始を予定、いきいき広場の改修については、28年の8月より工事に着手し、29年1月4日供用開始を予定している。

2期工事については、供用開始後、平成29年2月より現庁舎を解体し、瓦ひろば、市民会議室、

来庁者駐車場を整備し、29年9月竣工予定、全体供用開始については、平成29年10月1日を予定しているとの報告でした。

次に、高浜市役所本庁舎基本設計等住民説明会についての説明があり、その内容は、説明会は、基本設計の内容がまとまり、その内容を市民の皆様説明するとともに、今後のスケジュール及び臨時駐車場、工事期間中の交通等の影響について説明を行うことを目的として実施をするものである。日時と場所については、平成27年7月31日金曜日の午後7時から市役所4階会議室で行う。対象者については、工事期間中の影響が大きいことが想定される庁舎周辺地域の方を中心としつつ、全市民を対象として開催するとの内容でした。

最後に、高浜市公共施設マネジメント基本条例案についての説明では、条例の名称である公共施設マネジメント基本条例は、これまでに箱物を対象として平成23年度に白書を作成して以降、昨年度、平成26年度に公共施設あり方計画（案）を策定した。これは、市内にある公共施設のあり方について、今後、社会保障費の増加など、厳しい財政状況が予測される中、長期にわたって持続可能な財政運営が行えるようマネジメントを進めていくことを取りまとめたが、財政運営を考えたとき、インフラを含めた公共施設全体についてマネジメントを進めていくという必要があることから、これまでの取り組みを継承していくとしてこの名称とした。

この条例は、全国の地方自治体においても同様であるが、本市が抱えている施設の老朽化問題への対応に加え、道路・橋梁、上下水道等のインフラを含めた今後の公共施設のあり方に対する取り組みを、次の世代へ引き継ぐために一貫して守られるべき基本的事項を指定している。

その内容について、第1条から第8条までの説明をされ、今後のスケジュールについては、パブリックコメントを7月1日から31日までの1カ月間実施をし、その意見を踏まえ、高浜市公共施設マネジメント基本条例（案）とし、9月定例会に上程をする予定であり、パブリックコメントの結果については、10月15日号広報に掲載予定との説明でした。

その後、報告事項について質疑を行い、委員より、市役所本庁舎整備事業について、情報設備で20年最低使う建物ですが、10年後を見据えたIT環境の整備をどのように考えているのかとの問いに、実施設計の中で検討していきたいと考えているとの答弁でした。

また、意見として、例えば会議室にプロジェクター、スクリーンを置くといったようなことを積極的に検討し、印刷代の節約に努めていただきたい。また、データというものはサーバーに入れ、各自のパソコンから入れば、紙で持っておく必要はないのではとの問いに、今回、この庁舎の取り組みに関し、一番やらなくてはならないのは書類の整理であり、現在、ハイブリッド活動に取り組んでおります。文書の電子化関係は、今から進めていかないといけないとの答弁でした。

他の委員より、新庁舎では、災害時のことも考え、オストメイトのトイレ利用が可能になるということで、そういったことも考えてみえるのかとの問いに、オストメイトの設置については、計画をしているとの答弁でした。地下駐車場の出入り口については、交差点の信号があり、危険

ではないかとか、他の委員より、いきいきバスを待っておられる方、今後、どこで待ってもらように予定をされているのかとか、他の委員より、庁舎建設予定の敷地には、耐震性の防火水槽が入っていると思うが、この提案を求める以前、条件に入れていなかったから、そこが基礎となる建設提案が出されてきたように思うが、今後の対応はとか、他の委員より、建設が始まれば、騒音とか粉じん、あるいは工事車両の進入などで近隣の人々には迷惑をかけると思うが、個々への対応はなどの質問があり、当局よりそれぞれ答弁をいただきました。

また、公共施設マネジメント基本条例の制定スケジュールということで、9月定例会に上程されるということですが、パブリックコメントでの結果が10月15日号の広報掲載では遅いのでは。9月定例会開会前にはまとめていただきたいとの意見や、マネジメント基本条例に関し、議会の役割というものが条項に入っているの、これに関しては、全員が一致のものでなければいけない気がするの、委員会の中でしっかりやっていただいたほうがいいのかなどの意見があり、議長より、議会にかかわるところは、逆に言うと、当局側もこうしてほしいという話ではないと思うので、議員のほうでまとめてこういう形にしてくれということを出させていただければいいのではないかと思います。そういう面で言うと、パブリックコメントに議会としての要望という形で出させていただければよいと考えます。

結果、議会にかかわるところは、7月末までにまとめられるような形で公共施設あり方検討特別委員会の中ですり合わせをして、行政のほうにこういう形でということで提案していくことを確認しました。

協議事項、審査事項はありませんでした。

その他について、委員より、公共施設の中に病院は外れていますが、市民の方から、中央公民館を壊してその後に病院を建てると、そういう話を聞いたが、病院はどういったところで議論をしていけるのかとの問いに、私のほうから、高浜分院に関することについては、民間移譲されていることから、本委員会での議論は控えさせていただいておりますが、高浜分院について質問がある場合には、一般質問などでお願いできればとお話をいたしました。

他の委員より、中央公民館の移転に関連して病院が絡んでくるのであれば、この委員会で情報提供等をしてもいいのではないかと質問があり、議長より、3月の定例会のときに附帯決議をつけさせていただき、将来への公共施設の姿を描き、議論すべきところが、全体像のない中で個々の議論を始められてもわからなくなってしまう。要は、中央公民館の今のお話は、中央公民館の機能がどういう形に変わるということがわからないと議論のしようもないと思います。そういう意味で、当局にお願いしたいのは、なるべく早くこういう姿にしていって、その中の議論の過程の中でいろいろ相談ができるという形で進めていただきたいと考えていますが、どうでしょうかとの発言。

副市長より、現段階で高浜分院が市としても必要ということで協議は開始をいたしました。

まだ情報を提供できる段階にないということと、今後、策定をいたします全体的な財政計画の中で、当然、病院を継続していくということであれば、その財政計画の中に費用的なものは入ってまいりますので、その中で御協議をいただきたいとの答弁。

市長より、私どもは、学校区を中心とした地域づくりをやっていきます。会議室候のものは残していけないということを申し上げております。例えば、中央公民館の機能というのは、どういうふうに私どもが考えておるのか、どういうふうに廃止をしていくのか、機能を移転していくのかに対しても、住民説明はどの時期にお話をさせていただくということも次回以降の委員会に話を出したい。その上で、また議論をしていただきたいと思います。病院は、私どもは残していくとはっきり申し上げております。どうしたら残していけるのかを検討していきたいと思いますが、民間でやることですので、民間にどういう協力ができるのか、私どもは私どもの意見をどう民間に伝えるのかということも含めて考えております。委員会の中で、こういう情報提供を欲しいだとかということは、委員会のほうで御検討いただければと思いますとの発言がありました。

結果として、全体計画ありきということで進めてまいりたい。次回は、条例について、議会の役割について開催を確認いたしました。

以上が、第1回及び第2回の公共施設あり方検討特別委員会の概要であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦敏和 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） すみません、1点確認なんですけど、公共施設に係る一般質問についてなんですけれども、わかりやすく言えば、一般質問をとめる制限はなく、一般質問をしてもよいということでしょうか、確認です。

○議長（幸前信雄） 10番、杉浦敏和議員。

○10番（杉浦敏和） 過日の特別委員会でそのように確認をしたと考えております。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

○議長（幸前信雄） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

○議長（幸前信雄） 日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

各常任委員長よりお手元に配付してありますとおり、総務建設委員会、1つ、商業振興施策について、1つ、災害施策について、福祉文教委員会、1つ、障がい者施策について、1つ、教育行政について、1つ、生活困窮者施策について、以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査申し出事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長の申し出のとおり、委員の任期まで閉会中の継続調査申し出事件とすることに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 以上をもって本定例会に付議されました案件全部を終了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成27年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月12日から本日7月2日までの21日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、同意1件、議案6件につきまして、慎重に御審議をいただいた上、原案どおり御意見、御同意あるいは御可決を賜りまして、まことにありがとうございました。報告4件につきましても、お聞き取りを賜り、ありがとうございました。

御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（幸前信雄） これをもって、平成27年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月12日の開会以来、本日までの21日間にわたり、終始御熱心に御審議いただきまして、本日、ここにその全案件を終了して閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

当局におかれましては、会期中に出されました意見等を十分に尊重されまして、今後の施策に反映されますことを強く要望し、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

午前10時57分閉会